

秋田市告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項および第115条の25第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条および第115条の30の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
医療法人 土崎鹿嶋 医院	指定居宅介 護支援事業 所ケアプラ ン鹿嶋	秋田市将軍野東一 丁目7番28号 プ ラントールⅡ103 号室	令和6年11月30日	居宅介護 支援、介 護予防支 援